

(2) 新しい働き方移住支援金提出書類チェックシート

要件	A.起業
----	------

転入前	<ul style="list-style-type: none">・転入する前の5年間のうち、通算2年6月以上県外に居住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として働いていたこと・転入する日の前日まで連続して1年以上県外に居住していたこと。
転入後	<ul style="list-style-type: none">ア 事業内容について、青森圏域が設置する起業相談窓口（あおもりスタートアップセンター）に相談し、起業したこと。イ 法人登記及び法人設立の届出（個人事業主にあつては開業の届出）を行うこと。ウ 転入市町村内に事業所等を置いていること。エ 事業内容が公序良俗に反するものでないこと。オ 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業でないこと。カ 設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。キ あおもり移住起業支援事業費補助金の補助対象者の要件に該当しておらず、又は要件に該当し交付申請したが採択されていないこと。

- 交付申請書（様式第1号）
- 個人情報確認同意書（様式第2号）（自署または押印）
- 開業届等の起業したことがわかる書類の写し
- 転入前の勤務地と期間がわかる書類
- 転入前の居住地と期間がわかる書類（戸籍の附票等）

(2) 新しい働き方移住支援金提出書類チェックシート

要件	B.テレワーク
----	---------

転入前	<ul style="list-style-type: none">・ 転入する前の5年間のうち、通算2年6月以上県外に居住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として働いていたこと・ 転入する日の前日まで連続して1年以上県外に居住していたこと。
転入後	<p>次に掲げるリモートワークに関する要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 転勤、出向、出張、研修等の所属している企業等の命令でなく、自己の意思により移住したこと。</p> <p>イ 転入市町村を生活の本拠とし、リモートワークにより移住する前の業務を引き続き行うこと。</p>

- 交付申請書（様式第1号）
- 個人情報確認同意書（様式第2号）（自署または押印）
- リモートワーク申告書兼誓約書（様式第4号）※個人事業主の場合のみ
- 転入前の勤務地と期間がわかる書類
- 転入前の居住地と期間がわかる書類（戸籍の附票等）

(2) 新しい働き方移住支援金提出書類チェックシート

要件	C.就業（あおもりジョブ）
----	---------------

転入前	<ul style="list-style-type: none">・転入する前の5年間のうち、通算2年6月以上県外に居住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として働いていたこと・転入する日の前日まで連続して1年以上県外に居住していたこと。
転入後	<p>次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none">ア マッチングサイトに登録している求人により就業したこと。イ 就業場所が転入市町村内に所在する事業所等であること。ウ 週20時間以上の無期雇用の契約に基づいて就業していること。エ 就業先に、申請日から2年6月以上継続して勤務する意思を有していること。オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新たな就業であること。

- 交付申請書（様式第1号）
- 個人情報確認同意書（様式第2号）（自署または押印）
- 就業証明書（様式第3号） ※転入後の就業先
- 転入前の勤務地と期間がわかる書類
- 転入前の居住地と期間がわかる書類（戸籍の附票等）

(2)新しい働き方移住支援金提出書類チェックシート

要件	D.関係人口一起業
----	-----------

転入前	<ul style="list-style-type: none">・転入する前の5年間のうち、通算2年6月以上県外に居住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として働いていたこと・転入する日の前日まで連続して1年以上県外に居住していたこと。
転入後	<p>次に掲げる関係人口に関するア又はイの要件のいずれかに該当し、かつ、ウの要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 本市での移住体験事業を経験していること。</p> <p>イ 本市での移住相談を転入前に2回以上行っていること。</p> <p>ウ 次に掲げる起業に関する要件のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none">i 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する風俗営業でないこと。ii 設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。

- 交付申請書（様式第1号）
- 個人情報確認同意書（様式第2号）（自署または押印）
- 開業届の写し（法人設立の場合は履歴事項全部証明書）
- 転入前の勤務地と期間がわかる書類
- 転入前の居住地と期間がわかる書類（戸籍の附票等）

(2)新しい働き方移住支援金提出書類チェックシート

要件	D.関係人口ー就業
----	-----------

転入前	<ul style="list-style-type: none"> ・転入する前の5年間のうち、通算2年6月以上県外に居住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として働いていたこと ・転入する日の前日まで連続して1年以上県外に居住していたこと。
転入後	<p>次に掲げる関係人口に関するア又はイの要件のいずれかに該当し、かつ、ウの要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 本市での移住体験事業を経験していること。</p> <p>イ 本市での移住相談を転入前に2回以上行っていること。</p> <p>ウ 次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 就業先が官公庁等でないこと。 ii 就業先が雇用保険の適用事業主であること。 iii 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 iv 就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと v 就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。

- 交付申請書（様式第1号）
- 個人情報確同意書（様式第2号）（自署または押印）
- 就業証明書（様式第3号） ※転入後の就業先
- 転入前の勤務地と期間がわかる書類
- 転入前の居住地と期間がわかる書類（戸籍の附票世帯全員分）